

とやまの高校生ライフプラン教育充実事業
「保育所等でのふれあい体験」 実施要領

1 趣 旨

近隣に保育所等がなく、ふれあい体験の実施が困難な学校に、生徒の移動のためのバス等借上料を補助することにより、幼稚園や保育所等を訪問して実際に乳幼児とふれあい交流する体験的な学習活動の推進を図る。

2 対 象

県立高等学校及び特別支援学校高等部に在籍する生徒

3 実施場所、実施期間

各学校等において、原則として令和6年6月～翌年2月の間で実施する。

4 内 容

幼稚園や保育所等を訪問して乳幼児とふれあい交流する体験学習に対し、生徒の移動のためのバス等借上料を補助する。

なお補助対象は、学校から保育所等への移動経路が概ね2km以上であり、短時間での徒歩移動が困難な場合に限るものとする。

5 実施手続き

(1) 実施計画書の提出と実施校の決定

実施を希望する学校は、県教育委員会が指定する日までに実施計画書（様式4-1）を県立高校課へ提出する。県教育委員会は、審査の上実施校を決定し、予算の範囲内で再配当する。

(2) 実施報告書の提出

終了後、1か月以内に実施報告書（様式4-2）1部を県立高校課に提出する。感染症の拡大等により中止とした場合は、その旨を実施報告書に記載して提出する。

6 その他

(1) 移動手段は、原則として借上バスとする。他の交通手段の利用については、事前に県立高校課と協議する。

(2) 教員の引率を伴うものを対象とする。生徒のみで参加するボランティア等は補助対象としない。